

平成21年(行ウ)第2号 損害賠償請求訴訟(住民訴訟)

原告 小林洋一 他1名

和泉市長 他1名

原告 第3準備書面

平成21年9月14日

大阪地方裁判所 第7民事部合3B係御中

原告 小林洋一

原告 小林昌子

原告らは以下被告ら(以下被告という)の平成21年9月10日付け準備書面(3)に対する認否及び反論を行う。

第1 準備書面(3)に対する認否

- 1 否認する
- 2 否認する

第2 準備書面(3)に対する反論

- 1 被告は、本件清算金が別事件で認められた不当利得返還請求権の弁済に充てるものであるから、和泉市及び同市病院事業に損害が無いと主張する。

これについては既に原告準備書面(2)2-3頁の ア清算金の法的性格について及び イ互助会の負担する不当利得返還請求権と清算金債務の関係についてにおいて既に述べたとおりである。

更に、本件と同様の大東市の互助会裁判の大阪高裁控訴審(平成20年10月30日判決P29-30)においも、「清算金は退会給付金制度廃止に伴い、退会給

付金の原資を保有すべき法律上の原因が無くなった為不当利得としてこれを清算する必要が生じたのであるから、清算金の返還をもって直ちに互助会の大東市に対する不当利得返還請求権に弁済充当する旨の合意があったとは認められないとし、更に互助会の評議員会での発言(返還金を受領する自治体が返還金が不当利得返還請求権に充当する趣旨を含むものとの理解を有していた)等をもってしても上記判断は左右されるものではない」と判示している。

- 2 被告は(甲6の1)を根拠に、互助会が清算金の支払いを行うに当たり、当時係属中の住民訴訟に敗訴した場合に命じられる可能性のある不当利得金を予め返還しておく趣旨を含めていたと主張する。

しかしながら被告の参照する甲6の1号証のP4には

問8の回答として「退会給付金制度を廃止することにより、事業費を積み立てる必要が無くなったため、同資金としての積立金を清算金の原資とした」とあり、積み立てる必要が無くなったので清算した事を示している。

問12の回答として「現時点では、補給金の返還義務はないが、退会給付金事業の廃止に伴う清算金として返還を行う」とあり、不当利得を予め返還する考えは無かった。

問13の回答で「100億円は不当利得の5年分に相当する」として、不当利得金を予め返還しておく趣旨を含めていたことの一つの根拠としているが、平成12年度から平成16年度までの補給金の総額は33,128百万円であり(甲第11号証)、判決では補給金の7割が退会給付金の原資になった事を認定したから、補給金の総額に7割を乗じると23,188百万円となり(不当利得額)、清算金100億円はその半分にも満たない。即ち不当利得の5年分に相当する根拠とはなり得ない。

- 3 被告は退会給付金制度が廃止されたときに、損害を被るのは給付を受けていた会員であり、和泉市及び同市病院事業事態には何ら損害が発生することは無いと主張する。

しかし、そもそも退会給付金の支給は自治体からの補給金を原資とするものについては和泉市を含め多くの自治体の互助会裁判で違法との判断が出ており、会員にとって自治体の補給金を原資とする分の退会給付金が廃止されても本来賞

えないものを貰っていたのが無くなっただけで何らの損害も観念できないものであり、逆に自治体にとっては退会給付金の支給に備えて支出した補給金はその制度が廃止されれば当然返還されるべきであり、和泉市と互助会は退会給付金の支給を含む内容で委託契約を締結しており、その制度が廃止され退会給付金が支給されないことは債務不履行にあたり、その損害賠償として清算金を受領したものである。

仮に大阪高裁の判断である「清算金は退会給付金制度廃止に伴い、退会給付金の原資を保有すべき法律上の原因が無くなった為不当利得としてこれを清算する必要が生じたのである」と考えたとしても、いずれにおいてもこの清算金は債務不履行に伴う損害賠償或いは不当利得返還請求に対応するもので市が当然にして互助会に請求出来るものであり、別事件で認められた不当利得返還請求権の弁済に充てる性格のものではない。

- 4 被告は仮に原告の主張が認められたとしても、他の自治体と互助会の裁判の帰趨を見定めるべきであり、合わせて現在互助会が清算中であり、和泉市が独自にこのような請求を行うのは適当でない主張する。

しかしながら、互助会に参加する自治体の中で、自治体と互助会間で不当利得返還請求について争われ現在係争中の自治体は42自治体中6自治体と少数であり、又他の自治体の裁判の帰趨と本件請求は何ら関係無く、被告の主張は失当である。

又裁判によって互助会に対し不当利得返還請求権が認められた自治体とそうでない自治体を同様に扱わねばならない理由は無いらしい、仮に被告の主張するような清算終了後に互助会の財務状況に応じて財産を分配するとすれば、従来の例によれば補給金の支出実績に応じて配分される事となり(清算終了後では監査請求期間の制約上本件のような訴訟は出来ない)、そうすると裁判により不当利得返還請求権を獲得した自治体とそうでない自治体とで同様なスキームで財産の処分が行われる事になり、そのような事は寧ろ不平等というものであり、それらの自治体(裁判によって互助会に対し不当利得返還請求権が認められた自治体とそうでない自治体)の間には当然異なった対応が可能である。

以上